令和８年度「やわらぎの手帳優遇措置」交付の手続き案内

問福祉介護課（内線１４０）

高齢者が外に出かけ、話し合い、楽しみ、心と体の健康を高めてもらえるよう、公共交通の利用補助を行います。次の「タクシー優待券」・「ＪＲの乗車カード（イコカ）」・「優待乗車バスカード」のいずれかを選択して利用できます。

平成29年度から段階的に進めてきた対象年齢の引上げは、令和７年度で最後でしたので、令和８年度からは75歳以上の人全員が対象です。

イコカカード

ＪＲ西日本が指定する利用可能エリアの他に、近鉄や奈良交通等も利用できるカードを交付します。

補助額

年間 5,000 円分（新規の人は 4,500 円分）

対象者

昭和 27 年４月１日以前の生まれの人

回収

イコカカードを更新する人のみ、現在お渡ししているカードを一時、下記の日程で回収します。

▶**日時・場所**：

❶3月 10 日㈫～19 日㈭
／やわらぎ会館１階 学習室

❷3月 23 日㈪～25 日㈬
／やわらぎ会館３階 研修室

※❶❷ともに土日祝除く 9:00～16:00

※回収は上記日程以降も、通年で役場１階福祉介護課 窓口にて行なっています

持参物

●やわらぎの手帳　●イコカカード

交付

▶**日時**：４月 23 日㈭～27 日㈪ 9:00～16:00（土日祝を除く）

▶**場所**：やわらぎ会館３階 研修室

※上記期間中に手続きができない人は、４月 28 日㈫以降、役場１階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】

●やわらぎの手帳引換証

【バス・タクシーから変更の人】

●やわらぎの手帳

●令和７年度バスカードもしくはバス定期券またはタクシー優待券

注意事項

※残高が 15,000 円以上のイコカには、チャージができません（イコカの上限 20,000 円）

※運賃（公共交通機関）以外の買物等のご利用は禁止しています

タクシー優待券

町指定の事業者が運行するタクシーの優待券を交付します。

▶**有効期限**：**２年間**

※ただし、翌年度の更新時にタクシー以外を選択した場合、有効期限は１年間となり、残りのタクシー券を回収します

補助額

優待券１枚 400 円を 36 枚
合計 14,400 円分

※乗車１回につき乗車料金を上回らない範囲内で複数枚利用可

乗り合いでの利用可

対象者

昭和 27 年４月１日以前の生まれの人

交付

▶**日時**：３月 23 日㈪～ 25 日㈬
9:00～16:00（土日祝を除く）

▶**場所**：やわらぎ会館３階 研修室

※上記期間中に手続きができない人は、３月 26 日㈭以降、役場１階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】

●やわらぎの手帳

●タクシー優待券

【バス・イコカから変更の人】

●やわらぎの手帳

●令和７年度バスカードもしくはバス定期券またはイコカカード

手続き・取扱いの注意事項

●やわらぎの手帳優遇措置は、本人以外の使用を禁止しています
●本人が来庁することが困難な場合、代理の人でも交付します
●バスカード・イコカカードを紛失した場合は、本人確認ができる書類と、再発行手数料 500 円が必要です

新規・今まで何も受け取っていない人

次の書類をご用意のうえ、各交付内容の日時・場所にお越しください。

●本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳、各障害者手帳、資格確認書等）
※顔写真付きの公的証明書でない場合、2 点必要
※令和 8 年度中に対象となる人は、誕生日を迎えていなくても交付ができます

＼こんなサービスも／

福祉タクシー利用券

町指定の事業者が運行するタクシーの優待券を交付します。

対象者

❶身体障害者手帳 1 級～ 3 級所持者
❷奈良県療育手帳 A（A1・A2）の認定者
❸ 65 歳以上の要介護 2 以上の認定を受けた在宅の人

補助額

●利用券 1 枚 400 円を 40 枚　合計 16,000 円分
●乗車 1 回につき乗車料金を上回らない範囲内で複数枚利用可

交付

▶**日時**：3 月 23 日㈪～（土日祝除く 9 時～ 16 時）
▶**場所**：役場 1 階 福祉介護課 窓口

持参物

❶身体障害者手帳　❷奈良県療育手帳
❸介護保険被保険者証
※現在お持ちの福祉タクシー利用券は、4 月からは使えませんので、ご持参ください

バスカード

町内の路線の範囲内【笠町：バス停（三郷町）含む】を乗車できるバスカードや、自己負担なしで利用できるバス定期券等（対象者限定）を交付します。

補助額

利用 1 回につき 100 円の利用者負担で乗車可能

対象者

【バスカード（利用 1 回につき 100 円負担）】
昭和 27 年 4 月 1 日以前の生まれの人

【免許返納者バスカード（自己負担なし）】
昭和 32 年 4 月 1 日以前の生まれの人で、運転経歴証明書の交付を受けた人
● 70~74 歳の人…75 歳になる年度まで有効
● 75 歳以上の人…申請年度限り有効
※車以外にバイクの運転経歴証明書も対象

【バス定期券（自己負担なし）】※年齢制限なし
●身体障害者手帳 1 級 ~4 級所持者　●奈良県療育手帳所持者
●精神障害者保健福祉手帳所持者

交付

▶**日時**：3 月 23 日㈪～25 日㈬ 9:00~16:00（土日祝を除く）
▶**場所**：やわらぎ会館 3 階 研修室
※上記期間中に手続きができない人は、3 月 26 日㈭以降、役場 1 階福祉介護課 窓口で受付（土日祝を除く）

持参物

【更新の人】
●やわらぎの手帳
●令和 7 年度バスカードまたはバス定期券
●各障害者手帳（バス定期券の場合）
●運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

【免許返納者バスカード・バス定期券を選択する人】
●本人確認ができる書類（運転免許証、加入保険証等）
●各障害者手帳（バス定期券の場合）
●運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

【タクシー・イコカからの変更の人】
●やわらぎの手帳
●令和 7 年度タクシー優待券またはイコカカード
●各障害者手帳（バス定期券の場合）
●運転経歴証明書（免許返納者バスカードの場合）

注意事項

※年度途中での変更は【バスカードからバス定期券】、または【バスカードから免許返納者バスカード】以外はできません